

家族信託編

家族信託_④ ～信託口座～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.2.13

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託を使えば、障害のある子どもにも十分な対策ができるんですね。



はい、信託の作り方を工夫すれば可能になります。ただキーマンは受託者なのですが、長男が長女の成年後見人になっていたら長男がさらに受託者を引き受けることは利益相反になるので一般的には避けた方がよいでしょう。



だから事例ではおいに受託者を依頼しているんですね。でもなかなか受託者のような責任のある仕事をたとえ血縁でもなかなかできないと思いますけど。



そういう場合は、契約書で受託者に対する報酬を支払うことで納得して責任をもって受託者をやってもらえばよいでしょう。



そうですね。いろいろ工夫できるんですね。ところで先生、そもそも家族信託って一般的なのですか。



件数は増えてきているようですがまだ一般的とまでは言えないと思います。銀行ですら全ての銀行で信託をする上で開設した方がよい「信託口口座」を開設できない銀行も多いと聞きます。銀行に扱っているかどうか確認する方がよいでしょう。



そうなんです。将来、もし家族信託を利用する場合は近くに扱っている銀行があるとい
ただけれど。



銀行は銀行で「信託」と名のつく商品を扱っています。例えば「遺言信託」とか「遺言代用信託」
は本来の家族内でする家族信託ではありませんので注意しましょう。



どう違うのですか。



「遺言信託」は遺言を作成の手伝い（コンサルティングと作成支援）をして、保管して、執行を
トータルでするサービスです。「遺言代用信託」は銀行が受託者になる商事信託です。その中に
遺言の機能を持たすこともできます。



頭が混乱しますね。銀行や専門家に自分たちがやりたい、実現したいことをしっかりと
持ってそれを実現する手段をきちんちと選ばないといけません。



はい、その通りですね。家族信託も初期の組成する費用がそれなりにかかります。目的、手段、
費用をトータルで専門家に相談してください。銀行だと自分たちの商品を販売することに主眼が
ありますから、必ずしも提供している商品が最もお客さまのニーズにあってい
るかどうかはよく
考えてから判断をしてください。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 信託を利用するには、「信託口座」を開設することがよいですが、全ての銀行で取り扱っているわけではありません。開設している銀行に一度相談しましょう。預入額に最低額がある銀行もあります。
- ✓ 銀行も「遺言信託」や「家族信託」という商品を扱っていますが、家族が受託者ではないので商事信託と言えます。特に「遺言信託」は遺言書の作成、保管、執行のサービスで「家族信託」とは全く違った違うものです。
- ✓ 銀行の取扱件数も増えてきているようですが、まだ一般にはあまり知られていません。まずは「家族信託」を扱っている専門家に相談をしましょう。

事例3 親なき後に障害のある子の生活を保障したい

設定の背景、想い

- ◆長女に障害があり、自分（＝親）が死んだときに財産継承と身の回りの世話をきちんとしておきたい。
- ◆万が一、長女が死亡した時はお世話になった施設に残余財産を提供したい。
- ◆精神障害でないので成年後見は利用できないし、成年後見は費用や融通がきかないので使えないと思っている。
（身体、知的、精神障害合計で約960万人 出所：内閣府「令和元年版 障がい者白書」）

委託者
受益者



父



信託財産

贈与税課税を避ける

信託の設定

信託契約

・報酬

- 2つの登記が必要
- ・ 自宅を甥へ所有権移転登記
 - ・ 自宅の信託登記

受託者



甥

名義

父の生存中

・財産管理

受贈者

（信託上の登場人物ではない）



長女



贈与財産

基礎控除（110万円）内にして贈与税課税を避ける

成年後見人



長男

・身上監護

父の死亡

名義



・ 自宅と金銭は長男への遺留分を残して、長女が相続。

・ 小規模宅地の80%評価減後、障害者控除後相続税課税

長女の死亡

信託の終了

名義

・残余財産帰属



長男



施設

信託口座を開設している主な銀行

取引している銀行で確認してください。開設手数料が10万円程度必要です。信託口座でなく信託設定すると、認知症になった場合に凍結されることとなりますので、是非、開設することをお勧めします。

メガ銀行、信託銀行

- ・三井住友銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行

ネット銀行

- ・オリックス銀行

東海地方の銀行

- ・愛知県：西尾信用金庫、碧海信用金庫
- ・三重県：百五銀行、第三銀行
- ・岐阜県：十六銀行

その他主な銀行

- ・福井銀行（福井）、北國銀行（石川）、北陸銀行（富山）、長野銀行、八十二銀行（長野）、京都銀行（京都）、紀陽銀行（和歌山）、横浜銀行（神奈川）、千葉銀行（千葉）、中国銀行（岡山）、広島銀行、もみじ銀行（広島）、沖縄銀行、琉球銀行（沖縄）、阿波銀行（徳島）、愛媛銀行（愛媛）、山口銀行、西京銀行（山口）、熊本銀行（熊本）、宮崎銀行（宮崎）、北九州銀行（福岡） 等々

公正証書契約にする前に、金融機関の事前のリーガルチェックを受けておくことが必要です。信託の要件を満たさず、信託口座の開設が厳しくなっており、信託口座の開設ができないリスクもあります。結果、そのリスクを事前に委託者に説明しなかったことが不法行為責任を負い善管注意義務違反となり、専門職として損害賠償責任を問われた判例も既にあります。（R3.9.17 東京地裁）

信託銀行の提供商品

信託銀行の提供する「遺言信託」は遺言の作成、保管、執行をするもので本来の信託ではありません。

「遺言代用信託」は、信託銀行等が受託者となり「契約された遺言内容を確実に実現する仕組み

	遺言書の代わりとなる 遺言代用信託	遺言書を作成・保管、執行する 遺言信託
内容	<p>① 生前から資産を運用・管理</p>  <p>② 亡くなった後は、指定した方に一時金もしくは年金のように定期的に一定額を給付</p>	<p>① 遺言書作成をサポート(公正証書遺言のみ)</p> <p>② 遺言書を保管</p> <p>③ 遺言を執行</p> <p>信託銀行が遺言執行者となる</p>
財産の受取人	推定相続人のみ(配偶者・子など)	① 相続人 ② 相続人以外の第三者 ③ 寄付先



遺言代用信託は信託契約に「遺言」の機能を持たせたもの

「遺言信託」は、信託銀行等が遺言書を作成、保管し、遺言執行するもの

	遺言書の代わりとなる 遺言代用信託	遺言書を作成・保管、執行する 遺言信託
契約の効力	<ul style="list-style-type: none"> 信託契約を結んですぐに効力が発生 契約なので確実に内容を実行することができる 遺留分の侵害はできない 	<ul style="list-style-type: none"> 委託者(遺言者)が亡くなったとき、効力が発生 遺言を作成しても、遺言内容に相続人全員が納得できなければ遺言の内容を実行せずに撤回できる
費用	<ul style="list-style-type: none"> 信託契約締結時のみ手数料がかかる 運用・管理の手数料がかからないものがほとんど 元本保証 	<p>手数料が多くかかる</p> <ol style="list-style-type: none"> 遺言書の作成時 遺言書保管料 遺言書の変更 遺言書の執行時

出所：アセットキャンパスHP



遺言信託とは遺言書の中で信託の仕組みを設定するもの

Thinking time !

家族信託を少し理解してみましょう。

信託口座

- ・ 信託をする上で、「信託口座」を開設する方がよいと言われています。どうしてでしょうか。
- ・ 全ての銀行で「信託口座」を取り扱っていると思いますか。



専門家への相談

- ・ 家族信託を取り扱っている専門家の中で相談してみたい専門家はいますか。
- ・ 専門家には何を相談しますか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

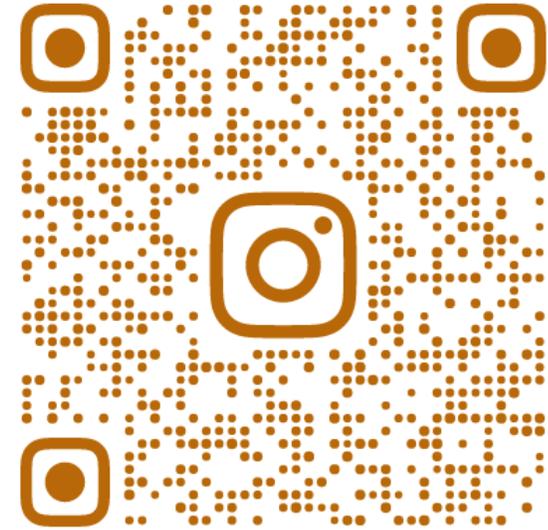
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN